

高齢者虐待をなくしましょう

今、高齢者虐待が社会問題になっています！

●高齢者虐待とは：

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じたり、又は、生じるおそれのある暴行を加えること。

- ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる。
- ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体の拘束や行動を抑制する。等

②養護を著しく怠ること

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など、養護を著しく怠ること。

- ・異臭がする、髪が伸び放題であったり、皮膚が汚れている。
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調状態にある。
- ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。

- ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限

③心理的虐待

したり使わせない。等
高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しく心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・高齢者に恥をかかせる。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・話しかけているのを意図的に無視する。
- ・侮辱を込めて、子どものように扱う。等

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をしたり、させること。

- ・下半身を裸にして放置する。等

⑤経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が、当該高齢者の財産を不当に処分することや、不当に財産上の利益を得ること。

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用する。等

●介護が負担になっていませんか？

- ・ひとりで悩まず、まず相談
- ・介護サービスの上手な利用

●認知症を理解していますか？

- ・おや？と思ったら専門医に相談
- ・誰にでも起こりえる普通の病気

●ご近所同士 お話していますか？

- ・お年寄りへの声掛け
- ・地域ぐるみで支え合い



◎高齢者への虐待の発生要因

は多種多様です。

そのため、高齢者虐待は誰にでも起こりえるものとの認識が必要です。

困ったときには相談を！

虐待の疑いがあるサインの一例

高齢者側からのサイン

- 説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁に見られる
- たやすくおびえ、恐ろしがる
- 不自然な体重の増減がある
- 歩行・座位が困難
- 年金や財産などがあり、財政的に困っていないのに、お金がないと訴える
- 寝具や衣類が汚れたままであることが多い
- 物事や周囲のことに対して、極度に無関心である

虐待者側からのサイン

- 高齢者に対して過度に乱暴な口の聞き方をする
- 福祉や保健の専門家に会うことを嫌がる

平成18年4月

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

この法律では、第7条に虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村等に通報するよう努めるとともに、その高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村等に通報しなければならないことが規定されました。

▼虐待に関する相談、通報又は届出は…

上三川町地域包括支援センター

☎ 5513

保険課 高齢者支援係

☎ 9129